

農作業料金・農業労賃に関する調査結果

- 平成 18 年 -

(概 要)

全国農業会議所

- 2008 年 2 月 -

.調査の方法

(1) 調査の目的

農業委員会系統は、農業就業構造ならびに農業経営の改善・近代化を目的として、農業労働力の確保調整・協定賃金の作成等の事業・活動を行っている。

そこで、農村の臨時雇賃金、農作業料金ならびに農村周辺の他産業労賃などの実態を地域別に把握し、これら諸事業・活動に資することを目的として本調査を実施した。

(2) 調査の方法

本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、都道府県農業会議の指導のもと、市町村農業委員会が行った。

調査対象は、平成 15 年 12 月 31 日時点における全市町村地区 (3,176 地区) とした。

(3) 調査の時期および期間

平成 18 年 12 月 31 日を調査時点とし、平成 18 年 1 月 1 日より平成 18 年 12 月 31 日までの 1 年間を調査対象期間とした。

(4) 調査項目

- 1 . 部分・全面農作業受託の農作業別・受託主体別の料金水準
- 2 . オペレーター賃金の水準
- 3 . 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- 4 . 農作業受託料金・農作業臨時雇賃金等の協定料金
- 5 . 調査市町村から最も多くの人々が通勤している他産業の業種とその賃金および市町村内の農外諸賃金

(5) 集計方法

集計は通勤地帯別に行った。

通勤地帯は次の三つに区分した。

- A 大都市通勤地帯周辺 人口 30 万人以上の大都市にある事業所等に通勤可能な地域にあり、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村 (地区)
- B 中小都市通勤地帯周辺 人口 5 万人以上 30 万人未満の中小都市にある事業所等に通勤可能な地域にあって、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村 (地区)
- C 農山漁村地帯 「A」、「B」以外の市町村 (地区)

(6) 調査票記入上の約束事項

1. 調査対象市町村(地区)の地帯区分

- 1) [通勤地帯区分] 大都市通勤地帯周辺、中小都市通勤地帯周辺、農山漁村地帯の各地帯区分は上記5のA、B、Cに従って記入する。
- 2) [その他の地帯区分] 都道府県農業会議で独自に利用する。

2. 農作業受託料金

- 1) 市町村(地区)内における一般的な農作業受託料金の水準を、10aあたり(「乾燥・調製(粃すり含む)」は60kgあたり)について記入する。機械は受託者持ちとする。
- 2) 「育苗(種子代含む)」は稚苗と中苗について1箱あたりの単価と10aあたりの箱数を記入する。
- 3) 「耕起」は1回を原則とするが、2回耕起が一般的な地域では2回分の料金を記入する。
- 4) 「機械田植」は田植機によるものとし、苗は委託者負担とする。
- 5) 「機械刈取」については、コンバイン作業とする。
- 6) 「防除」については、10aあたり1回の労賃のみとする。農薬代は含まない。
- 7) 「全面作業受託」については、耕起・代かきから脱穀・調製作業までをいう。また、種粃・除草剤・肥料・農薬代などを受託側が負担する場合(これらの「経費が込み」の場合)と委託側が負担する場合(これらの「経費が別」の場合)とに分けて記入する。したがって、料金は「経費が別」<「経費が込み」という大小関係になる。

3. オペレーター賃金

- 1) トラクター、田植機、コンバインのオペレーター賃金について記入する。オペレーター賃金額は、各地域での一般的な賃金形態として、1時間あたり、または、1日あたり(8時間)の標準的な賃金を記入する。現金支払額のみとし、「賄い」等は含めない。

4. 農業臨時雇賃金

- 1) 調査対象市町村(地区)全体の一般的水準を記入する。記入に際しては特殊な事例は除外して、最も普通に行われているものの賃金水準とする。
- 2) 「農業臨時雇」とは、農作業に関する「臨時的雇用者」を指し、年雇(年間6か月以上継続雇用)、季節雇(年間1か月以上6か月未満継続雇用)に該当する者は調査対象外とする。
- 3) 調査対象作業は、「農作業一般(専門作業、一般・軽作業)」、「水稻(機械作業補助)」、「果樹専門作業」、「果樹摘果」、「果樹収穫」、「果樹選果」とする。果樹については、市町村(地区)で最も一般的な樹種について記入する。また、()内に樹種を必ず記入する。
- 4) 現金支払額については、超過勤務手当などが支給されている場合にはそれも含めることとする。
- 5) 「その他の費用」とは、現金支払額以外に要する諸費用あり、食事、小昼等の賄いの評価額および車等による送迎費、土産代等の合計額を記入する。
- 6) 労働時間の取り方は、臨時雇が1日の作業を開始してから終了するまでとする。また、休憩時間、超過時間も含める。すなわち、1日の拘束時間を指す。
- 7) 労働時間は、各作業種目によって異なる場合もあるので、作業毎に記入する。

5. 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)

- 1) 市町村（地区）内において農業委員会、農協等で標準（協定）を定めているかどうか等を記入する。
- 2) 標準（協定）を定めている場合、農作業受託料金、農業臨時雇賃金の種類について、定めているもの全てに 印を記入する。
- 3) 標準（協定）賃金・料金を定めている機関全てに 印を記入する。
- 4) 標準（協定）賃金・料金が全体としてどの程度守られているか一つを選んで 印を記入する。

6 . 農外諸賃金

- 1) 1 は調査対象市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）における臨時雇（パート）賃金について、業種ごとに平均的な1日あたり（8時間）の金額を記入する。
- 2) 臨時日雇については、日当額に季節的な差異があればその年間平均額を、また年齢、熟練度による差異があればその平均額を記入する。
- 3) 2 は、調査対象市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）の他産業に最も多くの人が通勤している業種一つを選び、その恒常的賃金を 30 歳基準の1日あたり平均賃金（8時間）について記入する。
- 4) 恒常的雇用における月給の場合は、本給以外の超過勤務手当、家族手当、夏冬手当、その他の諸手当を含めた年間給与を 12×25 分の1にして、日当換算したものを記入する。
- 5) 3 の造林とは、新植、撫育^{ぶいく}作業を指す。
- 6) 他産業労賃は、この調査票のみでは完全な把握は困難であるが、他産業従事者の源泉徴収票等を参考にし、それらの平均値を1日あたりに換算するなどにより記入する。

集計に採用した地区数

ブ ロ ッ ク ・ 都 道 府 県	通 勤 地 帯 別			
	合 計	大 都 市 通 勤 地 帯 周 辺	中 小 都 市 通 勤 地 帯 周 辺	農 山 漁 村 地 帯
全 国	2,153	302	459	1,392
北 海 道	102	5	8	89
東 北	332	16	55	261
青 森 県	62	-	12	50
岩 手 県	58	-	12	46
宮 城 県	41	10	5	26
秋 田 県	64	3	13	48
山 形 県	44	-	8	36
福 島 県	63	3	5	55
関 東	305	59	110	136
茨 城 県	23	-	16	7
栃 木 県	32	3	15	14
群 馬 県	69	-	25	44
埼 玉 県	48	21	16	11
千 葉 県	62	13	21	28
東 京 都	20	14	2	4
神 奈 川 県	19	8	8	3
山 梨 県	32	-	7	25
東 海	189	64	57	68
岐 阜 県	48	4	15	29
静 岡 県	47	8	16	23
愛 知 県	72	48	15	9
三 重 県	22	4	11	7
北 信	264	21	52	191
新 潟 県	88	7	17	64
富 山 県	23	-	4	19
石 川 県	26	6	3	17
福 井 県	33	-	6	27
長 野 県	94	8	22	64
近 畿	205	70	45	90
滋 賀 県	15	1	10	4
京 都 府	26	12	5	9
大 阪 府	38	27	10	1
兵 庫 県	63	14	10	39
奈 良 県	24	13	5	6
和 歌 山 県	39	3	5	31
中 国	236	10	50	176
鳥 取 県	34	-	6	28
島 根 県	56	-	10	46
岡 山 県	37	4	7	26
広 島 県	54	6	13	35
山 口 県	55	-	14	41
四 国	143	11	27	105
徳 島 県	20	-	5	15
香 川 県	32	4	8	20
愛 媛 県	69	2	12	55
高 知 県	22	5	2	15
九 州	328	45	41	242
福 岡 県	47	22	9	16
佐 賀 県	48	1	7	40
長 崎 県	22	1	4	17
熊 本 県	56	9	3	44
大 分 県	31	2	6	23
宮 崎 県	44	3	7	34
鹿 児 島 県	80	7	5	68
沖 縄 (県)	49	1	14	34

調査結果の概要

(1) 概観

1. 水稻の基幹3作業受託料金（円/10a）は前年比0.5～2.0%上昇（図1、図2）

水稻の「耕起から代かき」、「機械田植」、「機械刈取」の基幹3作業受託料金のうち「耕起から代かきまで」の料金は個人農家で1万5,605円（前年比0.9%上昇）、生産組織で1万5,762円（同2.3%上昇）であり、平成17年と比較していずれも上昇している。「機械田植」は個人農家で7,865円（前年比0.5%上昇）、生産組織で8,015円（同1.6%上昇）であり、平成17年と比較していずれも上昇している。「機械刈取」の個人農家は1万8,128円（前年比0.8%上昇）、生産組織は1万8,662円（同2.0%上昇）であり、平成17年と比較していずれも上昇している。

基幹3作業の受託料金の年次推移のうち「耕起から代かき」の個人農家の料金は平成12年の1万6,219円を最高に5年連続で下落していたが、平成18年は上昇に転じている。生産組織は平成11年の1万5,693円を最高として5年連続で下落していたが、平成17年から上昇が続いている。

個人農家の「機械田植」は平成12年の7,847円、生産組織は平成13年の7,728円を最高にそれぞれ下落が続いていたが、平成16年からは3年連続で個人農家と生産組織ともに上昇している。

「機械刈取」は、個人農家で平成元年、生産組織で昭和62年を最高に下落に転じ、個人農家と生産組織ともに平成3年以降は再び上昇傾向が続いたが平成12年以降は4年連続の下落となり、平成16年からは3年連続で上昇している。

2. 水稻の基幹3作業以外の受託料金（円/10a）の「刈取から乾燥・調整まで」は前年比0.5～1.0%上昇（10ページ参照）

「刈取から乾燥・調整まで」は、個人農家が3万3,036円（前年比0.5%上昇）、生産組織が3万3,629円（同1.0%上昇）であり、平成17年と比較していずれも上昇している。

図1 個人農家における基幹3作業受託料金年次推移

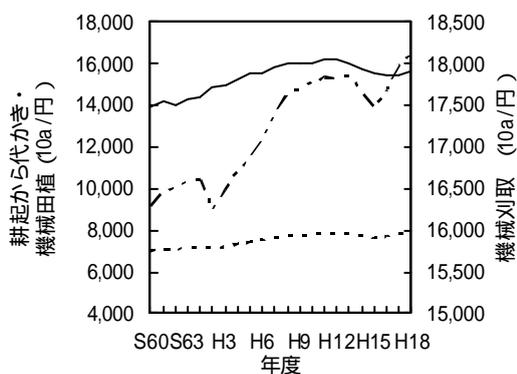
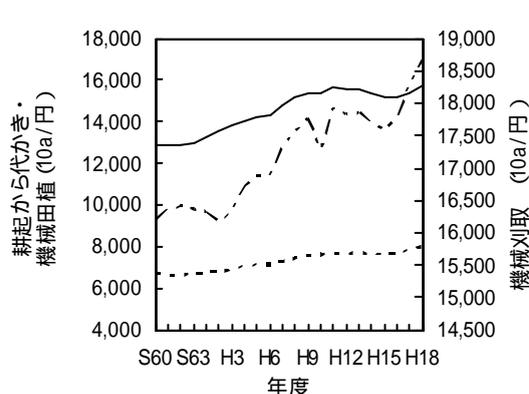


図2 生産組織における基幹3作業受託料金年次推移



—— 耕起から代かき 機械田植
 - - - - 機械刈取

—— 耕起から代かき 機械田植 - - - - 機械刈取

3. 水稲のオペレーター賃金（円/1日）は前年比2.4～3.0%上昇（15ページ参照）

1日あたりのオペレーター賃金は「トラクター」が1万1,388円（前年比3.0%上昇）、「田植機」は1万1,290円（同2.5%上昇）、「コンバイン」は1万1,844円（同2.4%上昇）であり、平成17年と比較していずれも上昇している。

オペレーター賃金は3つの作業項目とも平成13年から15年まで下落していたが、平成16年に横ばいとなり、平成17年からは上昇している。

4. 水稲の全面作業受託料金（円/10a）の「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」は前年比1.4～1.5%上昇（図3）

水稲の全面農作業受託料金のうち、「種籾・除草剤・肥料・農薬代込み」は、個人農家が8万9,927円（前年比0.3%上昇）生産組織が8万5,653円（同0.2%下落）である。「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」は、個人農家が6万7,240円（同1.4%上昇）生産組織が6万5,029円（同1.5%上昇）であり、平成17年と比較していずれも上昇している。個人農家と生産組織の料金を比較すると、「種籾・除草剤・肥料・農薬代込み」は個人農家が生産組織よりも5.2%高く、「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」は3.3%高い。

全面作業受託料金の年次推移（図3）の「種籾・除草剤・肥料・農薬代込み」では、個人農家で平成8年の9万6,206円、生産組織も平成8年の9万3,269円を最高に下落が続いていたが、個人農家では平成16年に横ばいとなり、平成17年からは個人農家、生産組織ともに上昇している。「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」では、個人農家、生産組織ともに平成13年より下落が続いていたが、平成16年からは上昇している。

5. 農業臨時雇賃金（円/1日）の「専門作業・男」は前年比1.3%上昇（図4）

農作業一般の「専門作業・男」の支払総額は9,235円（前年比1.3%上昇）「女」で7,664円（同1.9%上昇）であり、平成17年と比較して上昇している。また「一般・軽作業・男」で7,134円（同0.4%上昇）「女」で6,415円（同0.4%上昇）であり、平成17年と比較して上昇している。

農業臨時雇賃金（1日あたり支払総額）の年次推移について、農作業一般の「専門作業・男」と「専門作業・女」は平成12年まで上昇し、平成13年より下落が続いていたが、平成16年からは上昇している。「一般軽作業・男」は平成12年まで上昇し、平成13年より下落が続いていたが、平成16年より上昇している。「一般軽作業・女」は平成13年まで上昇し、平成14年より下落したが、平成16年より上昇している。

図3 全面作業受託料金年次推移

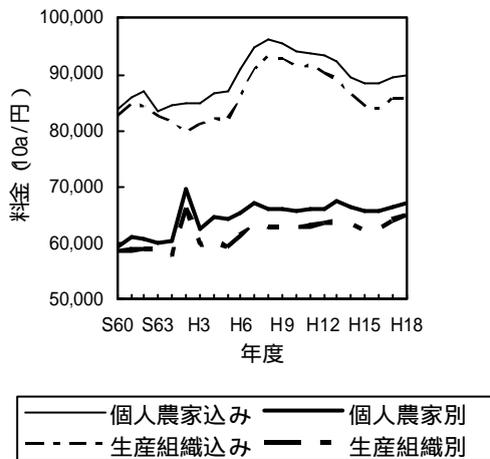
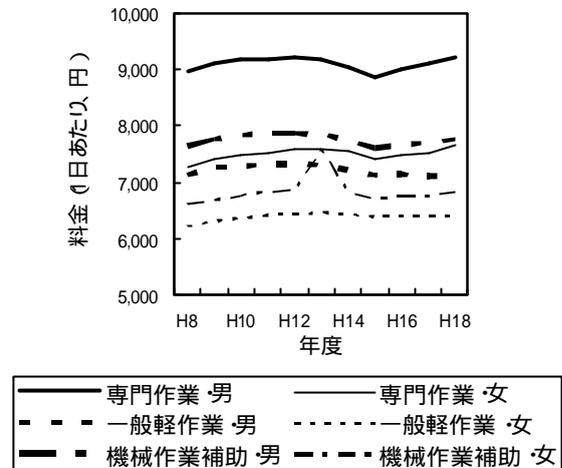


図4 農業臨時雇賃金の年次推移



6. 農村地帯の他産業の臨時雇賃金(円/1日)および恒常的雇用賃金(円/1日)は下落傾向(24,25ページ参照)

他産業の臨時雇賃金(業種別)の全国平均は、「男」では僅かに下落しているが、「女」は平成17年とほぼ同額である。

一方、他産業の恒常的雇用賃金(30歳前後のサラリーマンの年収を1日当たりに換算)は、「男」が1万626円で(前年比1.0%減)、「女」が8,293円(同0.3%減)である。また、職種別の農外賃金の全国平均は大工・左官・土木工・伐出で下落している。

7. 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)は65%の地区で設定、うち66%は市町村・農業委員会が設定(23ページ参照)

農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)は回答した地区の65%で定められている。定めている機関(複数回答)は、「市町村・農業委員会」が926地区で全体の66%を占め、次いで「農協」が534地区(38%)、「生産組織」が185地区(13%)となっている。

定めている標準賃金および料金の内訳(複数回答)は、「部分農作業料金」が1,227地区で全体の88%を占め、次いで「農業臨時雇賃金」が477地区(34%)、「オペレータ賃金」が383地区(27%)となっている。

大部分の市町村においては、農業委員会等を中心として市町村段階で標準(協定)農作業料金・農業労賃の設定が行われているが、適正かつ合理的な料金水準をガイドラインとして示すことは、農作業の受託者および委託者双方にとって経営安定の要であり、その意味からも、ますます農業委員会をはじめとする関係団体の取り組みが重要になってきている。

8. 部分作業受託料金（個人農家、円/10a）と農業臨時雇賃金（1日あたり現金支払い額・男）の地域格差が拡大（表1）

近年、都市と地方の格差の拡大が社会問題となっている。大都市通勤地帯の部分作業受託料金（個人農家、円/10a）と農業臨時雇賃金（1日あたり現金支払い額・男）について、大都市通勤地帯を100としたときの中小都市通勤地帯周辺および農山漁村地帯の指数について、平成16年から平成18年の推移を検討した。

・部分作業受託料金の地域格差が拡大

部分作業受託料金（個人農家、円/10a）は、各年のほぼ全ての作業項目において、大都市通勤地帯周辺が最も高く、次いで中小都市通勤地帯周辺、農山漁村地帯の順になっている。

- 1) 中小都市通勤地帯周辺は育苗以外の作業項目で平成16年から18年にかけて、大都市通勤地帯周辺との金額差（指数）が約5～8%拡大している。
- 2) 農山漁村地帯は全ての作業項目で平成16年から18年にかけて、大都市通勤地帯周辺との金額差（指数）が約4～11%拡大している。

・農業臨時雇賃金の地域格差が拡大

農業臨時雇賃金（1日あたり現金支払額・男）は防除を除くほぼ全ての作業項目において、大都市通勤地帯周辺が最も高く、次いで中小都市通勤地帯周辺、農山漁村地帯の順になっている。

- 1) 中小都市通勤地帯周辺は専門作業と機械作業補助については平成16年から18年にかけて、大都市通勤地帯周辺との金額差（指数）が約3%拡大している。
- 2) 農山漁村地帯は果樹（摘果）を除く全ての作業項目で平成16年から18年にかけて、大都市通勤地帯周辺との金額差（指数）が約2～5%拡大している。

表 1 大都市通勤地帯周辺を100としたときの指数

	項目	年	大都市通勤地帯周辺	中小都市通勤地帯周辺	農山漁村地帯
部分作業受託料金(個人農家) 円/10aあたり (育苗は育苗1箱あたり)	育苗(中苗)	平成16年	100.0	95.8	90.9
		平成17年	100.0	95.2	91.1
		平成18年	100.0	95.1	88.8
	耕起	平成16年	100.0	83.6	76.7
		平成17年	100.0	81.7	73.0
		平成18年	100.0	77.9	69.5
	代かき	平成16年	100.0	95.3	90.0
		平成17年	100.0	90.0	84.0
		平成18年	100.0	89.3	84.4
	耕起から代かきまで	平成16年	100.0	87.6	82.6
		平成17年	100.0	84.5	77.9
		平成18年	100.0	83.6	76.2
機械田植	平成16年	100.0	93.0	84.8	
	平成17年	100.0	87.6	78.6	
	平成18年	100.0	87.5	77.7	
防除	平成16年	100.0	103.2	101.1	
	平成17年	100.0	96.9	96.7	
	平成18年	100.0	95.7	94.3	
機械刈取	平成16年	100.0	94.1	85.6	
	平成17年	100.0	91.9	82.9	
	平成18年	100.0	88.5	80.7	
刈取から乾燥まで	平成16年	100.0	94.6	89.0	
	平成17年	100.0	92.6	84.7	
	平成18年	100.0	89.3	82.6	
乾燥 調整	平成16年	100.0	100.3	95.8	
	平成17年	100.0	98.6	91.7	
	平成18年	100.0	92.9	84.8	
農業臨時雇賃金(日あたり)現金支払額(男)	専門作業	平成16年	100.0	90.0	84.2
		平成17年	100.0	91.0	84.8
		平成18年	100.0	86.7	80.5
	一般 軽作業	平成16年	100.0	96.5	93.3
		平成17年	100.0	97.6	93.6
		平成18年	100.0	96.4	90.9
	機械作業補助	平成16年	100.0	89.3	84.8
		平成17年	100.0	89.8	84.9
		平成18年	100.0	86.3	82.3
	果樹(専門作業)	平成16年	100.0	103.9	100.0
		平成17年	100.0	100.5	92.0
		平成18年	100.0	103.9	94.8
果樹(摘果)	平成16年	100.0	91.5	89.8	
	平成17年	100.0	101.1	94.9	
	平成18年	100.0	93.8	90.8	
果樹(収穫)	平成16年	100.0	91.9	93.3	
	平成17年	100.0	96.5	93.7	
	平成18年	100.0	94.8	91.4	
果樹(選果)	平成16年	100.0	96.5	99.0	
	平成17年	100.0	98.5	97.3	
	平成18年	100.0	96.1	95.4	

(2) 調査結果の概要(調査項目別)

1. 農作業受託料金(稲作)

1) 部分農作業受託料金(表2・表3・表4、図5)

農作業受託料金のうち、稲作関係の部分農作業受託料金を「育苗」、「耕起」、「代かき」、「耕起・代かき」、「機械田植」、「防除」、「機械刈取(コンバイン)」、「稲刈から乾燥・調製」、「乾燥・調製」の各作業を受託主体別(個人農家と生産組織)に調査したものである。

全国平均(受託主体別)

・「育苗」

個人農家の育苗では、「稚苗」が一箱あたり641円(前年比0.1%下落)、10aあたりの箱数は21箱(同0.8%増)で、「中苗」が同702円(同0.8%上昇)で同箱数24箱(同0.6%増)となっている。また生産組織の育苗は、「稚苗」が620円(前年比2.0%上昇)で10aあたりの箱数は21箱(同0.3%減)、「中苗」が同699円(同2.2%上昇)で同22箱(同0.4%減)である。

・「耕起」と「代かき」

個人農家の「耕起」の農作業料金は、10aあたり7,833円(前年比0.5%上昇)、「代かき」は7,587円(同0.9%上昇)といずれも上昇している。また、生産組織の「耕起」は7,966円(同1.8%上昇)、「代かき」は7,756円(同2.1%上昇)と上昇している。

また、「耕起から代かき」までの一貫作業は、個人農家が10aあたり1万5,605円(同0.9%上昇)、生産組織が1万5,762円(同2.3%上昇)である。

・「機械田植」

個人農家の「機械田植」の料金は、10aあたり7,865円(前年比0.5%上昇)、生産組織では8,015円(同1.6%上昇)である。

表2 部分農作業受託料金(受託主体別)

			単位:10aあたり円、箱、%			
			個人農家		生産組織	
			金額	変動率	金額	変動率
育 苗	稚 苗	1箱あたり円	641	0.1	620	2.0
		10aあたり箱数	21	0.8	21	0.3
	中 苗	1箱あたり円	702	0.8	699	2.2
		10aあたり箱数	24	0.6	22	0.4
耕起			7,833	0.5	7,966	1.8
代かき			7,587	0.9	7,756	2.1
耕起から代かきまで			15,605	0.9	15,762	2.3
機械田植(苗代金別)			7,865	0.5	8,015	1.6
防除			1,312	2.1	1,273	2.8
機械刈取			18,128	0.8	18,662	2.0
刈取から乾燥・調製まで			33,036	0.5	33,629	1.0
乾燥・調製			1,648	2.9	1,660	5.1

・「防除」

個人農家の「防除」(10aあたり1回の労賃、農薬代は含まない)の料金は、10aあたり1,312円(前年比2.1%上昇)で、生産組織では同1,273円(同2.8%上昇)である。

・「機械刈取」

個人農家の「機械刈取」(コンバイン)の料金は、10aあたり1万8,128円(前年比0.8%上昇)で、生産組織では同1万8,662円(同2.0%上昇)である。

・「刈取から乾燥・調製まで」

個人農家の「刈取から乾燥・調製」の一貫収穫作業料金は、10aあたり3万3,036円(前年比0.5%上昇) 生産組織は3万3,629円(同1.0%上昇)といずれも上昇している。

・「乾燥・調製」

個人農家の「乾燥・調製」の作業料金は、60kgあたり1,648円(前年比2.9%上昇) 生産組織は同1,660円(同5.1%上昇)といずれも上昇している。

通勤地帯別(個人農家)

通勤地帯別の個人農家における1箱あたりの育苗「稚苗」料金は、大都市通勤地帯周辺が659円(前年比±0.0%) 中小都市通勤地帯周辺が649円(同1.5%下落) 農山漁村地帯が634円(0.4%上昇)である。

「刈取から乾燥・調製まで」の一貫収穫作業料金は、10aあたりで大都市通勤地帯周辺が3万8,192円(前年比3.0%上昇) 中小都市通勤地帯周辺が3万4,092円(同0.8%下落) 農山漁村地帯では3万1,559円(同0.5%上昇)である。地域別の格差は「刈取から乾燥・調製まで」の大都市通勤地帯周辺の作業料金を「100」とすると、中小都市通勤地帯周辺が「89」、農山漁村地帯が「83」で、大都市周辺と農山漁村地帯では17%の格差がある。

表3 個人農家の農作業受託料金(通勤地帯別)

単位:10a当たり円、箱、%

		全国平均		大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農山漁村地帯	
		金額	変動率	金額	変動率	金額	変動率	金額	変動率
育 苗	1箱あたり円	641	0.1	659	0.0	649	1.5	634	0.4
	10aあたり箱数	21	0.8	21	0.1	21	1.4	22	0.8
	1箱あたり円	702	0.8	766	2.4	728	2.3	680	0.2
	10aあたり箱数	24	0.6	22	0.3	23	0.4	24	0.7
耕起		7,833	0.5	10,439	4.5	8,137	0.3	7,258	0.5
代かき		7,587	0.9	8,680	0.7	7,750	0.2	7,328	1.2
耕起から代かきまで		15,605	0.9	19,323	2.4	16,156	1.3	14,733	0.2
機械田植(苗代金別)		7,865	0.5	9,517	1.0	8,323	0.7	7,399	0.1
防除		1,312	2.1	1,378	4.2	1,318	2.9	1,299	1.6
機械刈取		18,128	0.8	21,374	3.2	18,923	0.6	17,241	0.4
刈取から乾燥・調製まで		33,036	0.5	38,192	3.0	34,092	0.8	31,559	0.5
乾燥・調製		1,648	2.9	1,859	9.5	1,727	3.2	1,576	1.2

地域ブロック別

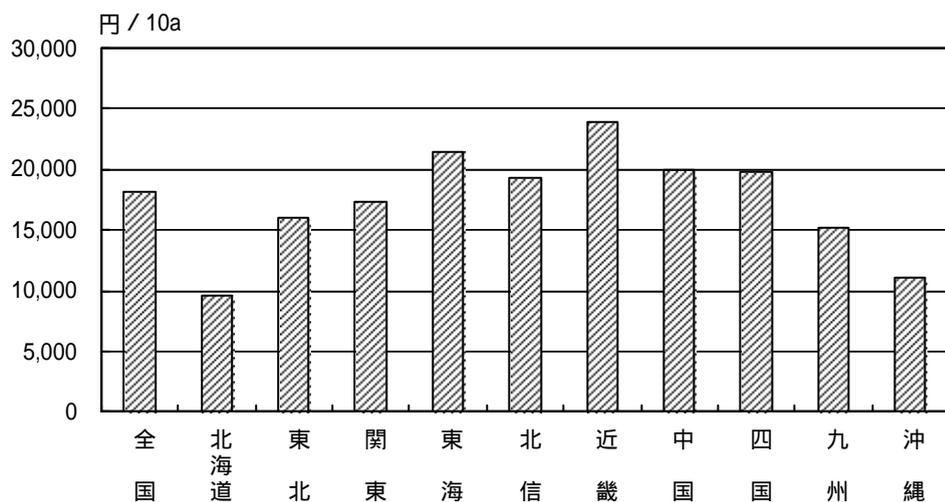
地域ブロック別に農作業料金を個人農家についてみると「育苗（稚苗）」が最も高いのは「北信」で、次いで「関東」と「中国」である。「耕起」、「代かき」、「機械田植」、「機械刈取」、「乾燥・調製」では「近畿」が最も高い。

表4 個人農家の農作業受託料金（地域ブロック別）

	単位：円						
	育苗 稚苗	耕 起	代 か き	機 械 田 植	防 除	機 械 刈 取	乾 燥 ・ 調 製
全 国	641	7,833	7,587	7,865	1,312	18,128	1,648
北 海 道	441	3,830	4,031	4,749	1,096	9,646	1,387
東 北	642	5,504	5,892	6,038	1,070	15,967	1,447
関 東	669	6,755	7,422	7,814	1,382	17,396	1,738
東 海	665	10,204	9,090	9,940	1,320	21,463	1,673
北 信	684	6,898	7,857	7,786	1,111	19,279	1,759
近 畿	648	13,512	10,045	11,455	1,398	23,932	2,037
中 国	669	9,123	8,502	8,139	1,571	19,887	1,862
四 国	521	10,874	9,186	9,841	1,388	19,748	1,494
九 州	567	7,090	6,919	6,854	1,497	15,288	1,450
沖 縄	499	8,740	9,000	9,583	1,275	11,167	895

注：育苗は1箱あたり、乾燥調製は60kgあたり、その他は10aあたりである。

図5 地域別のコンバイン料金



2) 全面農作業受託料金（表5・図6）

稲作の農作業の全面受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み（以下、「込み）」のものと、前記の生産資材を委託者が負担する「生産資材費別（以下「別）」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査した。

全国平均（受託主体別）

個人農家の全面農作業受託料金は、個人農家の「込み」が10aあたり8万9,927円（前年比0.3%上昇）、「別」が6万7,240円（同1.4%上昇）で、前者を「100」とすると後者は「75」である。

生産組織の「込み」は8万5,653円（同0.2%下落）、「別」は6万5,029円（同1.5%上昇）で、前者を「100」とすると後者は「76」である。

通勤地帯別

通勤地帯別の個人農家における「込み」は大都市通勤地帯周辺が9万5,256円（前年比2.1%下落）、「別」が7万7,567円（同2.8%上昇）である。前者を「100」とすると後者は「81」となる。

また、生産組織の「込み」は大都市通勤地帯周辺が9万4,305円（前年比1.0%下落）、中小都市通勤地帯周辺が8万7,144円（同0.8%上昇）、農山漁村地帯が8万2,080円（同0.9%下落）で、大都市を「100」とすると中小都市は「92」、農山村「87」である。

地域ブロック別（個人農家）

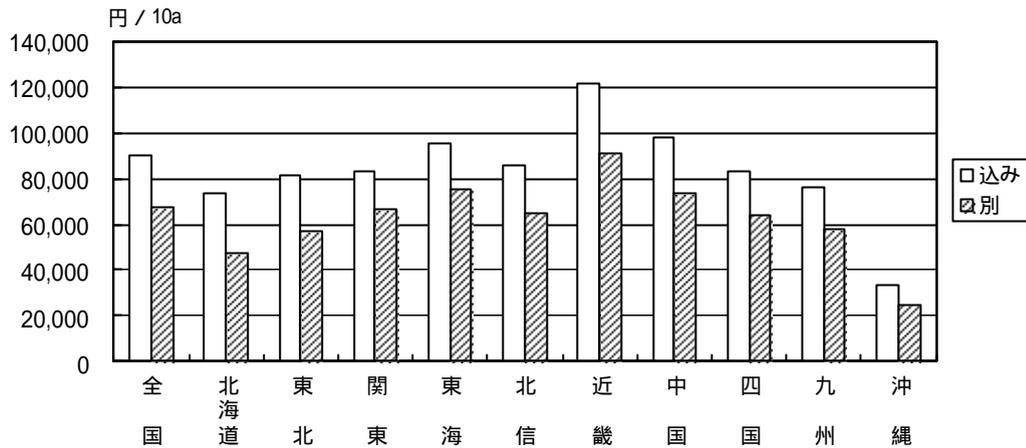
個人農家の「込み」で最も高いのが「近畿」で、次いで「中国」、「東海」の順で、「沖縄」が最も低くなっている。

表5 全面農作業受託料金

単位：10 aあたり円、%

		全国平均		通勤地帯別					
		金額	変動率	大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農山漁村地帯	
				金額	変動率	金額	変動率	金額	変動率
種籾・除草剤・ 肥料・農薬代 込み	個人農家	89,927	0.3	95,256	2.1	95,507	3.7	85,941	0.7
	生産組織等	85,653	0.2	94,305	1.0	87,144	0.8	82,080	0.9
種籾・除草剤・ 肥料・農薬代 別	個人農家	67,240	1.4	77,567	2.8	71,800	4.3	62,785	0.4
	生産組織等	65,029	1.5	74,183	0.0	66,337	3.1	61,393	0.1

図6 地域別の全面農作業受託料金 (個人農家)



2. オペレーター賃金 (表6)

オペレーターの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレーターの純然たる労働賃金のみを1時間あたりと1日(8時間)あたりで調査し、さらに通勤地帯別に把握した。

全国平均

1時間あたりのオペレーター賃金は、「トラクター」が1,475円(前年比1.5%上昇)、「田植機」が1,465円(前年比2.9%上昇)、「コンバイン」1,548円(同2.8%上昇)である。

また、1日あたりの賃金では、「トラクター」が1万1,338円(同3.0%上昇)、「田植機」が1万1,290円(同2.5%上昇)、「コンバイン」が1万1,844円(同2.4%上昇)である。

通勤地帯別

通勤地帯別の「コンバイン」の1日あたりのオペレーター賃金は、大都市通勤地帯周辺が1万3,610円(前年比4.4%上昇) 中小都市通勤地帯周辺が1万2,304円(同2.5%上昇) 農山漁村地帯は1万1,458円(同1.7%上昇)である。

地域ブロック別

1日あたりの地域ブロック別のオペレーター賃金は、全ての作業で「東海」および「近畿」が1万2,000円から1万5,000円台と高くなっている。また「東北」では低くなっている。

表6 オペレーター賃金(通勤地帯別)

		単位:円、%			
		全国平均	大都市通勤地帯周辺	中小都市通勤地帯周辺	農山漁村地帯周辺
トラクター	1時間あたり	1,475	1,614	1,499	1,443
		1,453	1,578	1,483	1,426
	対前年比変動率	1.5	2.3	1.1	1.2
	1日あたり	11,338	13,683	11,791	10,877
	11,008	12,784	11,377	10,700	
	対前年比変動率	3.0	7.0	3.6	1.6
田植機	1時間あたり	1,465	1,533	1,530	1,429
		1,423	1,475	1,497	1,393
	対前年比変動率	2.9	4.0	2.2	2.6
	1日あたり	11,290	13,297	11,942	10,813
	11,010	13,046	11,482	10,610	
	対前年比変動率	2.5	1.9	4.0	1.9
コンバイン	1時間あたり	1,548	1,680	1,574	1,518
		1,506	1,626	1,576	1,467
	対前年比変動率	2.8	3.3	0.1	3.5
	1日あたり	11,844	13,610	12,304	11,458
	11,570	13,033	12,009	11,263	
	対前年比変動率	2.4	4.4	2.5	1.7

注:上段は平成18年、下段は平成17年の数値である。

3. 一般的な農業臨時雇賃金等

1) 農業臨時雇賃金の水準(表7・表8・表9、図7・図8)

農業臨時雇賃金は、農作業について臨時的に雇われる者(6ヶ月以上の年雇、1ヶ月以上6ヶ月未満の季節雇を除く)に支払われる賃金であり、1日当たりの「現金支払額」、および賄いなど現金以外で支払われる「その他の費用」とその合計の「支払総額」を調査した。また、休憩時間等も含めた1日の労働時間も把握した。

1日あたりの支払総額

ア 全国平均

農業臨時雇の全国平均は、農作業一般「専門作業」の「男」が1日あたり9,235円(前年比1.3%上昇)、「女」が7,664円(同1.9%上昇)である。「一般・軽作業」の「男」は7,134円(同0.4%上昇)、「女」が6,415円(同0.4%上昇)である。また、水稻の「機械作業補助」は「男」が7,765円(同0.8%上昇)、「女」は6,818円(同1.0%上昇)である。果樹の「専門作業」は「男」が1万2,531円(同1.2%上昇)、「女」が9,058円(同4.5%上昇)である。

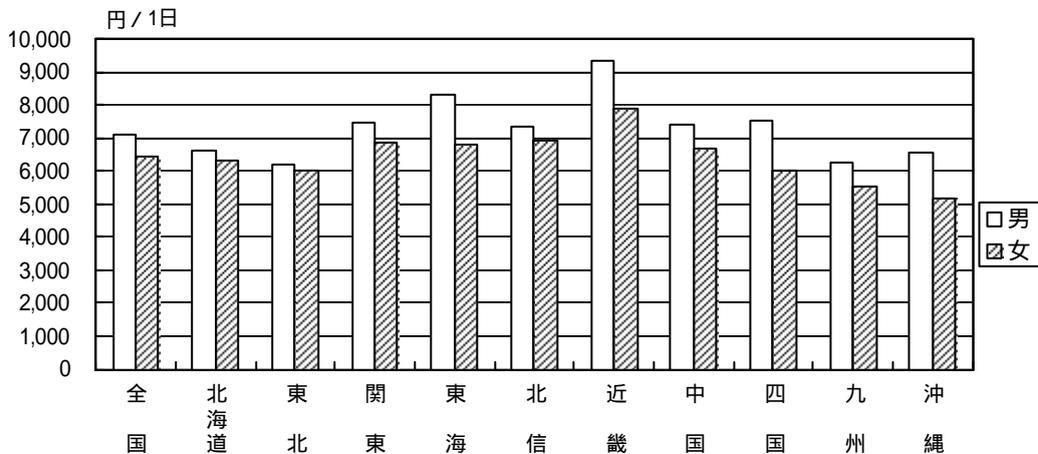
表7 農業臨時雇賃金（1日当たり現金支払総額）

単位：円、%

			全国平均	大都市通勤地帯周辺	中小都市通勤地帯周辺	農山漁村地帯		
1日あたり支払総額	農作業一般	専門作業	9,235	11,023	9,527	8,834		
		変動率	9,114	10,473	9,472	8,787		
	一般・軽作業	一般・軽作業	7,134	7,697	7,394	6,977		
		変動率	7,103	7,501	7,317	6,994		
	機械作業補助	機械作業補助	7,765	9,141	7,871	7,507		
		変動率	7,706	8,859	7,915	7,460		
	男	専門作業	専門作業	10,253	10,438	10,975	9,943	
			変動率	10,132	10,709	10,784	9,810	
		摘果	摘果	6,789	7,356	6,911	6,644	
			変動率	6,817	7,045	7,132	6,667	
		収穫	収穫	7,013	7,467	7,116	6,903	
			変動率	6,989	7,354	7,091	6,895	
		選果	選果	6,741	6,951	6,861	6,661	
			変動率	6,672	6,777	6,739	6,630	
		女	農作業一般	専門作業	7,664	8,621	8,085	7,381
				変動率	7,523	8,085	7,952	7,316
	一般・軽作業		一般・軽作業	6,415	6,648	6,720	6,295	
			変動率	6,389	6,518	6,726	6,284	
	機械作業補助		機械作業補助	6,818	7,881	7,000	6,598	
			変動率	6,749	7,564	7,055	6,540	
専門作業	専門作業		9,058	8,273	9,851	8,845		
	変動率		8,668	8,646	9,107	8,512		
摘果	摘果		6,178	6,558	6,445	6,012		
	変動率		6,167	6,443	6,330	6,060		
収穫	収穫	6,209	6,489	6,535	6,055			
	変動率	6,161	6,433	6,400	6,040			
選果	選果	6,084	6,416	6,402	5,909			
	変動率	6,010	6,272	6,207	5,896			

注：上段は平成18年、下段は平成17年の数値である。

図7 農業臨時雇賃金の一般・軽作業の1日あたり支払い総額



イ 男女別

男女別の農作業一般「専門作業」では、「男」の「100」に対し、「女」は「83」となっている。「一般・軽作業」では、「男」の「100」に対し「女」は「90」となっている。

また、果樹の「専門作業」では、「男」の「100」に対し「女」は「86」となっている。

ウ 通勤地帯別

通勤地帯別の農作業一般「専門作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1万1,023円（前年比5.2%上昇） 中小都市通勤地帯周辺が9,527円（同0.6%上昇） 農山漁村地帯が8,834円（同0.5%上昇）で、大都市を「100」とすると中小都市は「86」、農山村は「80」である。農作業一般「専門作業」の「女」では、大都市を「100」とすると、順に「94」と「86」である。また、果樹の「専門作業・男」では大都市通勤地帯周辺が1万438円（同2.5%下落） 中小都市通勤地帯周辺が1万975円（同1.8%上昇） 農山漁村地帯が9,943円（同1.4%上昇）で、大都市通勤地帯周辺を「100」とすると中小都市通勤地帯周辺は「105」、農山漁村地帯は「95」である。

エ 地域ブロック別

農作業一般「専門作業・男」の地域ブロック別料金は、前年に引き続き「近畿」が最も高く1万2,582円、次いで「東海」の順となっている。

1日あたり現金支払額

ア 全国平均

農業臨時雇賃金の現金支払額は、農作業一般「専門作業」の「男」が1日あたり9,009円（前年比1.4%上昇）「女」が7,473円（同2.2%上昇）である。「一般・軽作業・男」が6,973円（同0.6%下落）「女」が6,264円（同0.5%上昇）となっている。また、水稻の「機械作業補助」では「男」が7,577円（同1.3%上昇）「女」が6,648円（同1.6%上昇）である。果樹の作業では、「専門作業」の「男」が10,101円（同1.2%上昇）「女」が8,925円（同4.6%上昇）「収穫」作業では「男」が6,845円（同0.2%上昇）「女」が6,065円（同1.1%上昇）となっている。

イ 男女別

農作業一般「専門作業」を男女別でみると「男」の「100」に対し「女」は「83」となっている。「一般・軽作業」では「男」の「100」に対し「女」は「90」となっている。

ウ 通勤地帯別

通勤地帯別の「一般・軽作業・男」は、大都市通勤地帯周辺が7,501円（前年比2.8%上昇） 中小都市通勤地帯周辺は、7,233円（同1.5%上昇） 農山漁村地帯は6,821円（0.2%下落）である。

同「女」は、大都市通勤地帯周辺が6,491円（同2.2%上昇） 中小都市通勤地帯周辺が6,566円（同0.3%上昇） 農山漁村地帯6,145円（同0.2%上昇）である。

エ 地域ブロック別

農作業一般「専門作業・男」を地域ブロック別にみると、最も高いのは「近畿」で次いで「東海」、「四国」の順である。一方、最も低いのは「東北」である。

オ 支払総額に占める現金支払いの割合

全国平均における1日あたりの「支払総額」に占める「現金支払額」の割合は、「一般・軽作業・男」「同・女」共に98%で前年と比較し顕著な変化はみられない。

表8 農業臨時雇賃金(1日あたり現金支払額とその他費用)

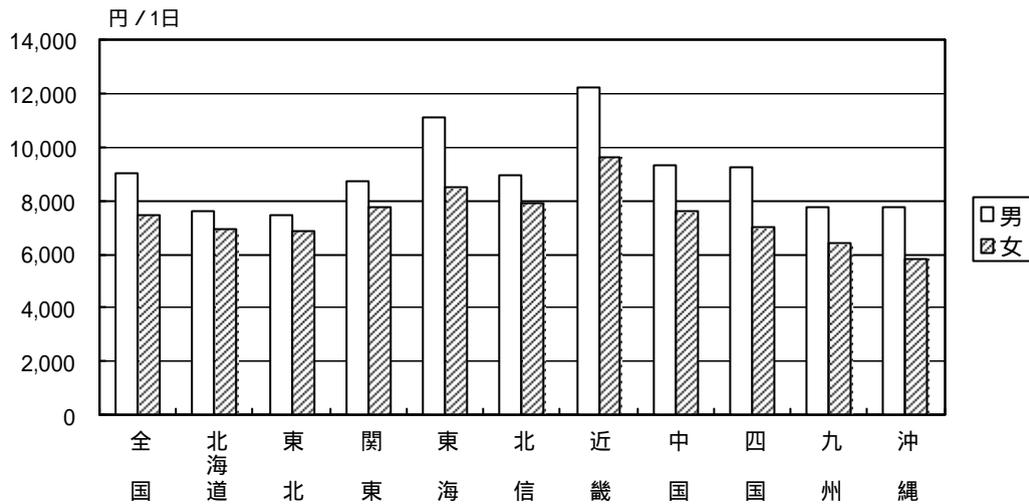
単位:円、%

			全国平均		大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農山漁村地帯	
			現金支払額	その他費用	現金支払額	その他費用	現金支払額	その他費用	現金支払額	その他費用
1日あたり現金支払額	農作業一般	専門作業	9,009	803	10,717	1,183	9,290	778	8,625	745
		変動率	8,886	771	10,128	1,020	9,216	829	8,585	705
		一般・軽作業	6,973	702	7,501	820	7,233	761	6,821	670
		変動率	6,933	689	7,299	764	7,126	737	6,834	665
		機械作業補助	7,577	732	8,900	881	7,679	796	7,328	687
		変動率	7,477	737	8,539	879	7,667	830	7,252	684
	果樹	専門作業	10,101	705	10,350	583	10,753	953	9,809	613
		変動率	9,976	674	10,519	776	10,572	811	9,679	597
		摘果	6,643	642	7,175	790	6,727	765	6,517	576
		変動率	6,663	605	6,876	664	6,954	657	6,525	574
		収穫	6,845	630	7,349	822	6,971	670	6,720	600
		変動率	6,829	606	7,189	690	6,940	643	6,734	584
		選果	6,614	634	6,884	640	6,613	806	6,565	567
		変動率	6,558	589	6,697	591	6,594	644	6,518	569
		専門作業	7,473	761	8,334	880	7,936	846	7,193	718
		変動率	7,312	704	7,755	895	7,735	714	7,126	661
		一般・軽作業	6,264	665	6,491	721	6,566	701	6,145	648
		変動率	6,231	651	6,352	695	6,547	680	6,133	637
		機械作業補助	6,648	686	7,632	811	6,850	640	6,434	674
		変動率	6,546	689	7,246	806	6,875	673	6,348	669
果樹	専門作業	8,925	772	8,205	425	9,676	1,156	8,720	684	
	変動率	8,531	718	8,465	667	8,900	954	8,406	620	
	摘果	6,035	617	6,412	767	6,277	690	5,879	567	
	変動率	6,013	583	6,289	655	6,148	605	5,914	563	
	収穫	6,065	601	6,360	750	6,388	636	5,910	573	
	変動率	6,001	575	6,262	732	6,239	575	5,883	550	
	選果	5,956	577	6,341	571	6,144	662	5,817	540	
	変動率	5,895	564	6,173	706	6,054	585	5,789	535	

注:上段は平成18年、下段は平成17年の数値である。

注:その他の費用は有額記入市町村の平均。したがって、現金支払額とその他費用の合計と現金支払総額(表7)は一致しない。

図8 農業臨時雇賃金の専門作業の現金支払額



1日あたりその他に要する費用

「その他」に要する費用は、「現金支払額」以外に要する諸費用であるが、「現金支払額」の記入があり、かつ「その他に要する費用」に有額回答があった市町村の平均を集計した。

ア 有額回答の全国平均

有額回答のあったものについてみると、全国平均では農作業一般「専門作業」の「男」が803円（前年比4.1%上昇）、「女」が761円（同8.1%上昇）である。また、「一般・軽作業・男」は702円（同1.8%上昇）、「女」が665円（同2.2%上昇）である。

イ 男女別

農作業一般「専門作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「95」である。また、「一般・軽作業・男」を「100」とすると、「女」は「95」である。

2) 1日あたりの労働時間と1時間あたりの現金支払額(表9・表10)

全国平均

1日あたりの労働時間の全国平均は、男女共ほとんどが8時間労働となっており、通勤地帯別にみても、ほとんど労働時間に格差は認められない。

表9 農業臨時雇の1日あたり労働時間

			単位 時間、%			
			全国平均	大都市通勤地帯周辺	中小都市通勤地帯周辺	農山漁村地帯
1日あたり の労働時間	男	専門作業	8.0	7.9	8.0	8.0
		変動率	8.0	8.0	8.0	8.0
		一般・軽作業	0.0	1.2	0.1	0.1
		変動率	8.0	7.9	8.0	8.0
		機械作業補助	8.0	8.0	8.0	8.0
		変動率	0.0	0.6	0.4	0.0
	果樹	摘果	8.0	8.0	8.0	8.0
		変動率	8.0	8.0	8.0	8.0
		収穫	0.1	0.2	0.3	0.1
		変動率	7.9	7.8	7.9	7.9
		選果	0.6	0.7	0.4	0.6
		変動率	8.0	8.0	8.0	8.0
	女	摘果	8.0	8.0	8.0	8.0
		変動率	8.0	8.0	8.0	8.0
		収穫	0.1	0.2	0.0	0.1
		変動率	8.0	7.9	8.0	8.0
		選果	7.9	7.9	7.8	7.9
		変動率	0.8	0.4	2.1	0.4
	男	専門作業	8.0	8.0	8.0	8.0
		変動率	8.0	8.0	8.0	8.0
		一般・軽作業	0.1	0.0	0.2	0.0
		変動率	8.0	7.9	8.0	8.0
		機械作業補助	8.0	7.9	8.0	8.0
		変動率	0.0	0.2	0.5	0.0
女	摘果	8.0	8.0	8.0	8.0	
	変動率	8.0	8.0	8.0	8.0	
	収穫	0.1	0.1	0.2	0.1	
	変動率	8.0	7.9	8.0	8.0	
	選果	8.0	7.9	8.0	8.0	
	変動率	0.0	0.7	0.4	0.3	
男	摘果	8.0	7.9	8.0	8.0	
	変動率	8.0	7.9	8.0	8.0	
	収穫	8.0	8.0	7.9	8.0	
	変動率	8.0	8.0	7.9	8.0	
	選果	0.1	0.8	0.5	0.2	
	変動率	7.9	7.8	7.9	7.9	
女	摘果	7.9	7.8	7.9	7.9	
	変動率	0.5	0.3	1.1	0.3	
	選果	7.9	7.9	7.9	8.0	
	変動率	7.9	7.9	7.7	7.9	
	選果	7.9	7.9	7.7	7.9	
	変動率	0.8	0.0	2.6	0.4	

注：上段は平成18年、下段は平成17年の数値である。

1時間あたりの現金支払額

1時間あたりの現金支払額の全国平均は農作業一般「専門作業・男」では1,127円(前年比1.4%上昇)、「女」では933円(同2.1%上昇)となっている。また、男女の比較では、農作業一般「専門作業・男」を「100」とすると「女」は「83」である。

通勤地帯別の農作業一般「専門作業・男」は、大都市通勤地帯周辺が1,357円(前年比7.0%上昇)、農山漁村地帯で1,076円(同0.3%上昇)であり、前者を「100」とすると後者は「79」である。

農作業一般「専門作業・男」を地域ブロック別にみると、最も高いのは「近畿」、次いで「東海」、
「四国」の順となっている。一方、最も低いのは「北海道」である。

表10 農業臨時雇賃金（1時間あたり現金支払額）

			単位：円、%					
			全国平均	大都市通勤地帯周辺	中小都市通勤地帯周辺	農山漁村地帯		
1 時 間 あ た り の 現 金 支 払 額	男	農作業一般	専門作業	1,127	1,357	1,163	1,076	
		変動率		1,111	1,268	1,156	1,072	
		一般・軽作業		1.4	7.0	0.7	0.3	
		変動率		874	952	905	853	
		変動率		869	921	895	855	
		変動率		0.6	3.4	1.1	0.2	
	女	農作業一般	機械作業補助		949	1,116	959	918
		変動率			937	1,068	961	909
		変動率			1.2	4.5	0.2	1.0
		果樹	専門作業		1,274	1,314	1,351	1,237
			変動率		1,265	1,345	1,334	1,228
			摘果		0.7	2.3	1.3	0.7
	摘果			833	901	845	816	
	摘果			836	862	874	818	
	変動率			0.4	4.6	3.3	0.3	
	収穫			861	927	875	845	
	変動率			861	898	880	849	
	果樹	変動率		0.1	3.3	0.6	0.5	
		選果		832	870	835	824	
		選果		831	850	849	821	
変動率			0.1	2.3	1.7	0.3		
農作業一般		専門作業		933	1,042	994	897	
		変動率		913	969	971	889	
		一般・軽作業		2.1	7.5	2.4	0.9	
		一般・軽作業		785	826	821	769	
	一般・軽作業		782	806	823	768		
	変動率		0.5	2.4	0.2	0.2		
水稲	機械作業補助		833	955	855	807		
	変動率		821	907	860	797		
	変動率		1.5	5.2	0.6	1.3		
	果樹	専門作業		1,121	1,036	1,212	1,096	
		変動率		1,071	1,076	1,120	1,053	
		摘果		4.6	3.8	8.2	4.0	
摘果			758	811	789	736		
摘果			755	789	777	742		
変動率			0.3	2.8	1.6	0.8		
収穫			764	810	802	743		
変動率			759	800	792	742		
果樹	変動率		0.6	1.2	1.2	0.2		
	選果		750	805	775	731		
	選果		748	784	784	730		
	変動率		0.3	2.7	1.0	0.1		

注：上段は平成18年、下段は平成17年の数値である。

4. 農作業受託料金・農作業臨時雇賃金等の標準（協定）（図9・図10）

1) 農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準（協定）」を定めている市町村数

農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準（協定）」を定めている市町村数は、回答した2,156地区のうち65%にあたる1,397地区である。

2) 「標準（協定）」を定めている機関

「標準（協定）」を定めている機関（複数回答）は「市町村・農業委員会」が66%を占めており、次いで「農協」が38%、「生産組織」が13%の順となっている。

3) 定めている「標準賃金・料金（協定）」の内訳

定めている「標準賃金・料金（協定）」の内訳は、「部分農作業料金」が88%、「農作業臨時雇賃金」が34%、「オペレータ賃金」が27%である。

4) 「標準（協定）」の遵守状況

「標準（協定）」はほとんどの市町村で守られている。

図9 標準賃金・料金を定めている機関

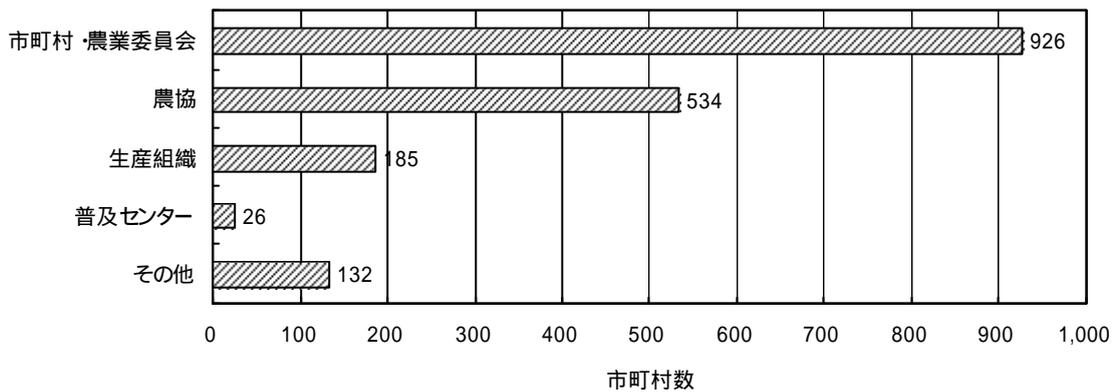
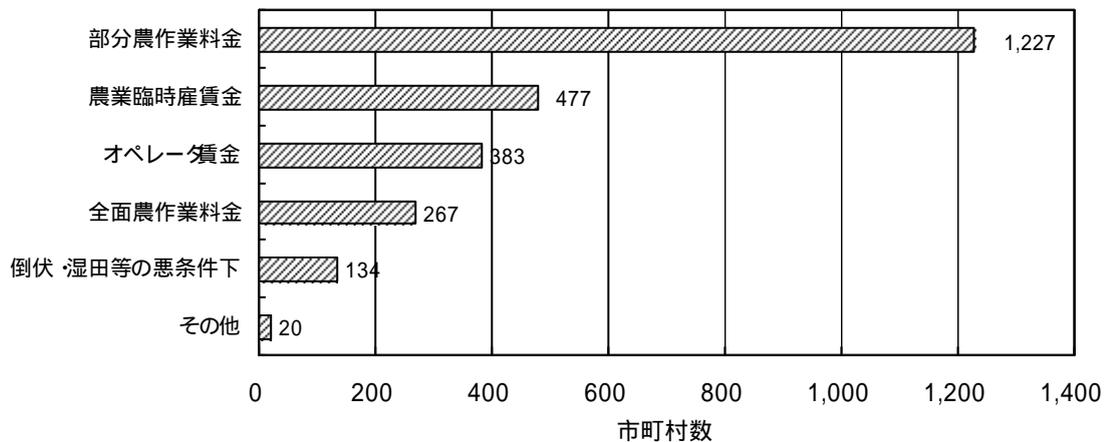


図10 定めている標準賃金・料金の市町村数



5. 他産業雇用賃金

1) 他産業の臨時雇(パート)賃金(表11)

農村地帯での他産業の臨時雇(パート)賃金における全国平均は、「男」が1日あたり6,973円(前年比0.6%下落)、「女」が6,245円(同0.1%上昇)である。

通勤地帯別では、大都市通勤地帯周辺では「男」が7,322円(同2.5%上昇)、「女」が6,505円(同0.3%上昇)である。中小都市通勤地帯周辺では、「男」が6,926円(同0.7%下落)、「女」が6,344円(同0.4%上昇)である。農山漁村地帯では、「男」が6,923円(同1.1%下落)、「女」が6,166円(±0.0%)である。

表11 農外諸賃金の臨時雇(パート)賃金(業種別)

	平均		公的勤務		建設業		製造業		卸・小売業		サービス業		シルバー賃金	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
全国平均	6,973	6,245	6,088	5,977	9,404	7,520	6,893	6,047	6,512	5,934	6,666	6,120	6,082	5,804
	7,013	6,236	6,110	5,956	9,500	7,550	6,889	5,992	6,542	5,921	6,700	6,113	6,092	5,788
変動率	0.6	0.1	0.4	0.4	1.0	0.4	0.1	0.9	0.5	0.2	0.5	0.1	0.2	0.3
大都市通勤地帯周辺	7,322	6,505	6,179	6,143	10,325	7,935	7,539	6,441	6,994	6,305	7,234	6,538	6,312	6,013
	7,145	6,484	6,188	6,130	10,082	8,041	7,222	6,324	6,785	6,268	7,068	6,477	6,088	5,979
変動率	2.5	0.3	0.1	0.2	24	1.3	4.4	1.8	3.1	0.6	2.3	0.9	3.7	0.6
中小都市通勤地帯周辺	6,926	6,344	6,086	6,044	9,204	7,516	6,860	6,236	6,599	6,145	6,765	6,333	6,121	5,925
	6,972	6,320	6,046	5,998	9,257	7,554	6,984	6,206	6,753	6,119	6,851	6,291	6,126	5,875
変動率	0.7	0.4	0.7	0.8	0.6	0.5	1.8	0.5	2.3	0.4	1.3	0.7	0.1	0.9
農山漁村地帯	6,923	6,166	6,071	5,925	9,324	7,465	6,784	5,917	6,385	5,792	6,520	5,967	6,022	5,718
	7,002	6,167	6,113	5,910	9,482	7,482	6,794	5,873	6,415	5,795	6,572	5,988	6,081	5,721
変動率	1.1	0.0	0.7	0.2	1.7	0.2	0.1	0.7	0.5	0.0	0.8	0.4	1.0	0.0

注：上段は平成18年、下段は平成17年の数値である。

また、男女の格差は、大都市通勤地帯周辺では「男」の「100」に対し「女」は「89」、農山漁村地帯では「男」の「100」に対して「女」は「89」である。

業種別に全国平均で、最も高いのは「男」の「建設業」で9,404円(同1.0%下落)である。同「女」でも7,520円(同0.4%下落)で最も高い。一方、「男」で最も低い(シルバー賃金除く)のは、「公的勤務」で6,088円(同0.4%下落)、「女」では「卸・小売業」で5,934円(同0.2%上昇)である。業種別の全国格差は、「建設業」の「男」100に対し「公的勤務」の「男」は「65」であり、また「建設業」の「女」の「100」に対し「卸・小売業」の「女」は「79」である。

2)他産業の恒常的賃金(表12)

他産業の恒常的賃金(30歳前後のサラリーマンの年収を1日あたりに換算したものは、全国平均で「男」が1万626円(前年比1.0%下落)、「女」は8,293円(同0.3%下落)である。

通勤地帯別に見ると、大都市通勤地帯周辺の「男」は1万1,971円(同0.7%上昇) 農山漁村地帯の「男」は、1万323円(同1.2%下落) 同「女」では前者が9,799円(同0.8%上昇) 後者は7,901円(同0.5%下落)である。

表12 主要産業(農外)の恒常的賃金(通勤地帯別)

		単位:1日あたり円,%			
		全国平均	大都市通勤地帯周辺	中小都市通勤地帯周辺	農山漁村地帯
30	男	10,626	11,971	10,997	10,323
	対前年比変動率	10,732	11,887	11,196	10,443
		1.0	0.7	1.8	1.2
前	女	8,293	9,799	8,910	7,901
	対前年比変動率	8,321	9,718	9,030	7,937
		0.3	0.8	1.3	0.5

注:上段は平成18年、下段は平成17年の数値である。

6.市町村または、地区内ならびに近郊での農外諸賃金(表13)

本調査は、各市町村における農外諸賃金について、大工、左官、土木工、造林、伐出の各賃金について、1日当たりの賃金を調査したものである。

職種別の農外賃金

各市町村における農外諸賃金について、職種別の全国平均は、「大工」が1万6,099円(前年比1.5%下落)で最も高く、次いで「左官」が1万5,620円(同1.5%下落)「伐出」が1万2,963円(同1.2%下落) 最も低い「造林」は1万1,834円(同0.3%上昇)である。「大工」を「100」とすると「造林」は「74」である。

表13 市町村内の農外諸賃金(職種別)

		単位:1日あたり円,%			
		全国平均	大都市通勤地帯周辺	中小都市通勤地帯周辺	農山漁村地帯
	大工	16,099	17,644	16,756	15,670
	対前年比変動率	16,345	17,501	17,151	15,960.0
		1.5	0.8	2.3	1.8
	左官	15,620	16,479	15,942	15,390
	対前年比変動率	15,850	16,492	16,161	15,668
		1.5	0.1	1.4	1.8
	土木工	11,846	13,741	12,524	11,345
	対前年比変動率	11,989	13,480	12,759	11,560
		1.2	1.9	1.8	1.9
	造林	11,834	14,326	13,123	11,349
	対前年比変動率	11,795	13,688	12,774	11,450
		0.3	4.7	2.7	0.9
	伐出	12,963	14,818	13,660	12,667
	対前年比変動率	13,119	14,791	13,612	12,880
		1.2	0.2	0.4	1.7

